

大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市における持続可能な除雪体制を確立するため、除雪機械の運転に必要な免許の取得及び技能講習の受講を行う若手人材の育成を支援することを目的として、大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象運転免許 大型特殊自動車免許及び中型自動車免許をいう。
- (2) 対象技能講習 車両系建設機械運転技能講習をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市が委託する除雪業務の契約相手方である事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者に属する者（以下「オペレータ」という。）が行う対象運転免許の取得又は対象技能講習の受講に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

- (1) 令和4年4月1日において満55歳以上の者又は普通自動車免許のない者に係る経費
- (2) 旅費、交通費、宿泊費、延長若しくは補習教習料又は事務処理に係る経費
- (3) 補助金の交付決定の日から令和4年11月30日までの期間以外における対象運転免許の取得又は対象技能講習の受講に係る経費
- (4) 他の補助金等の対象となる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、オペレータごとの補助対象経費に2分の1を乗じて得た額の合計額とし、オペレータ1人当たり169,000円を限度として予算の範囲内で交付する。ただし、オペレータごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、それぞれこれを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) オペレータが所持する運転免許証の写し
- (2) 補助対象者とオペレータの雇用関係を証する書類
- (3) 市との除雪作業委託契約書の写し(直近のもの)
- (4) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、補助事業完了後5年間保存しておくこと。
- (2) 補助対象となったオペレータを、市が委託する除雪業務(対象運転免許をいずれも必要とする作業に限る。)に、交付年度から起算して3年以上従事させること。

(変更)

第9条 第7条第1項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が申請の内容を変更する場合は、速やかに大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金変更申請書(様式第3号)に変更内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の変更交付を決定し、大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金変更決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後、速やかに大野市除雪オペレータ育成支援事

業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) オペレータの運転免許証（写し）又は両系建設機械運転技能講習受講証（写し）

(2) その他必要と認められる書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市除雪オペレータ育成支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求を行った補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。